

- 一 起業者の名称 秋川市
- 二 事業の種類 (仮称) 秋川市草花台地区学習等供用施設新築工事
- 三 起業地 秋川市草花字台下タ地内
- (一) 収用の部分 なし
- (二) 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 秋川市役所

◎東京都告示第三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

昭和六十年三月二十六日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画を定める土地の区域

関係図書の縦覧場所

都市計画の種類  
東京都都市計画都市高速鉄道  
第九号線

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎六階)

削除する部分

- 世田谷区喜多見八丁目、喜多見九丁目、狛江市岩戸北二丁目、岩戸北二丁目、岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地方内

◎東京都告示第三百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

供する。

昭和六十年三月二十六日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画を定める土地の区域

関係図書の縦覧場所

都市計画の種類  
調布都市計画道路  
調布都市計画道路  
二等大路第一  
類第一号和泉  
多摩川藤塚線

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎六階)

削除する部分

- 狛江市岩戸北二丁目、岩戸北二丁目、岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地方内
- 変更する部分  
狛江市東和泉三丁目、和泉本町四丁目、岩戸北四丁目及び岩戸北一丁目

◎東京都告示第三百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により調布都市計画都市高速鉄道を決したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

昭和六十年三月二十六日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画を定める土地の区域

関係図書の縦覧場所

都市計画の種類  
調布都市計画都市高速鉄道  
第九号線

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎六階)

- 狛江市東和泉一丁目、東和泉三丁目、東和泉四丁目、元和泉一丁目、和泉本町一丁目、岩戸北一丁目、岩戸北二丁目、岩戸北三丁目及び岩戸北四丁目各地方内